

### 医療業務妨害行為対応費用保険特約条項

#### <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師賠償責任保険契約	医師特約条項、医療施設特約条項を付帯する保険契約をいいます。
医療業務妨害行為対応費用保険契約	医療業務妨害行為対応費用保険特約条項を付帯する保険契約をいいます。
医療施設	保険証券に記載された日本国内の医療施設をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
業務	医療施設における業務をいいます。ただし、医療施設で業務に従事する被保険者が、日本国内において、医療施設外で一時的に行う業務を含みます。
クレーム行為	記名被保険者の業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	当社が指定する、クレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
継続契約	医療業務妨害行為対応費用保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時とする医療業務妨害行為対応費用保険契約をいいます。  (注) 保険期間の終了時 その医療業務妨害行為対応費用保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合は、その解除時をいいます。
初年度契約	継続契約以外の医療業務妨害行為対応費用保険契約をいいます。
セクシャルハラスメント	次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 次のアまたはイの行動または発言に服従させること。 ア. 性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必要なく身体にさわること、わいせつな図画を配布することその他類似の性的欲求に基づく行動または相手が性的嫌悪感を抱くような行動（以下「性的な行動」といいます。）をとること。

	<p>イ. 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他類似の性的欲求に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くような発言（以下「性的な内容の発言」といいます。）をすること。</p> <p>② 職務遂行を妨害する性的な行動をとることまたは性的な内容の発言をすること。</p>
他人	被保険者以外の者をいいます。
被保険者	<p>次の①から③に掲げる者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② ①の役員および使用人</p> <p>③ ①の業務の補助者。ただし、②を除きます。</p>

### 第1条（事故の定義）

- (1) 費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章当会社の支払責任第1条（保険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは、被保険者が、記名被保険者の業務を遂行中に他人からクレーム行為を被ったことをいいます。
- (2) 前項に規定する事故が発生した時、場所またはクレーム行為を行う者の数等にかかわらず、同一の事由に対して被ったクレーム行為については、これらを1つの事故とみなし、最初のクレーム行為がなされた時（注）にすべて発生したものとみなします。

（注） クレーム行為がなされた時  
クレーム行為がなされたと判断できる合理的な理由が発生した時とします。

### 第2条（損害の定義）

- (1) 普通約款第1章当会社の支払責任第1条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、被保険者がクレーム行為を解決するために、当社の承認を得て負担する次に掲げる費用をいいます。

名称	費用の内容
弁護士費用	<p>被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用（注1）および偶然な事故に対応するために要した実費（注2）で、必要かつ有益な費用をいいます。 なお、顧問料および日当は含みません。</p> <p>（注1） 訴訟費用 調停、審判および抗告に要する費用を含みます。</p> <p>（注2） 実費</p>

	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用（注3）その他弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいいます。 （注3）調査費用 翻訳料、調査料等の費用をいいます。
--	--

(2) 当社は、被保険者が保険期間中にクレームコンシェルへ支援を要請し、受付された日の翌日から起算して1年以内に生じた損害について保険金を支払います。

### 第3条（保険金を支払う場合）

当社は、第2条（損害の定義）(1)に規定する費用について、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請した場合にかぎり、保険金を支払います。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由のほか、次の①または②に掲げる事由に対しては、保険金を支払いません。

① この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合

② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合

(2) 当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次の①から⑥に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

② クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害

③ クレーム行為を行った者に対して、記名被保険者の債権を回収することによって生じた損害

④ 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害（注1）

⑤ 美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害

⑥ 所定の免許を有しない者（注2）が遂行した医療によって生じた損害

（注1） 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害

医師特約条項または医療施設特約条項により保険金が支払われるべき、損害賠

償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。

- (注2) 所定の免許を有しない者  
所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。

#### 第5条（責任の限度）

- (1) 1回の事故について、当社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{第2条(損害の定義)(1)} \\ \text{の損害額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記載の} \\ \text{免責金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載の} \\ \text{縮小支払割合} \end{array}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社がこの保険契約で支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、保険証券記載の保険期間中の総支払限度額を限度とします。
- (3) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者または被保険者が、事故の発生またはそのおそれをこの保険契約の開始時より前に知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

#### 第6条（被保険者相互間の関係）

- (1) 当社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。
- (2) この保険契約が、次の①から④のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者（注）ごとに、(1)の規定を適用するものとします。
- ① 当社の定める団体の基準に該当すること。
  - ② 団体の代表者が保険契約者であること。
  - ③ 団体の構成員が記名被保険者であること。
  - ④ 1保険証券で契約された保険契約であること。
- (3) (2)の場合においては、団体契約の加入者（注）ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。
- (4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

- (注) 団体契約の加入者  
その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

**第7条（保険金の請求）**

この特約条項が付帯された普通約款において、普通約款第14条（保険金の請求）(2)③の書類とは、弁護士委任状をいいます。

**第8条（普通約款との関係）**

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。